

文部科学省

馳 浩 文部科学大臣 殿

平成29年度

## 特別支援教育関係予算編成等の要望

全国特別支援教育推進連盟

理事長 大南英明

〒105-0012  
東京都港区芝大門1-10-1 全国たばこビル6F  
TEL・FAX 03-3433-7717  
<http://homepage3.nifty.com/suishinrenmei/>  
Email [suishjnrenmei@nifty.com](mailto:suishjnrenmei@nifty.com)

## 平成 29 年度予算に対する文部科学省への重点要望事項

### I 幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実を図ること。(基礎的環境整備、合理的配慮への取組)

1. 乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない特別な支援が必要な幼児児童生徒に対する、教育・福祉等の関係機関が連携した支援体制整備の推進
2. 複数の障害を対象とした特別支援学校の教育の充実
3. 特別支援学級、通級指導教室の教育の充実及び障害に応じた教育内容・方法の改善・充実

### II インクルーシブ教育システム構築のため、次の人的諸条件の整備を図ること。

1. 特別支援教育の充実に向け、特別支援教育コーディネーターの早急な専任化
2. 通級指導担当教員をはじめとする、特別支援教育の充実のための教職員定数の改善
3. 医療的ケアのための看護師、PT, OT, ST 等専門家、合理的配慮協力員、早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等の人的配置に係る財源措置の拡充
4. 特別支援教育支援員の幼稚園、小・中学校、高等学校への配置の充実

### III 特別支援教育に関する教職員等の資質向上

### IV 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業の充実

### V 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援教材の開発

### VI 特別支援教育就学奨励費の充実

# 全国特別支援学校長会長 横 倉 久

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を充実し、可能性を最大限に伸ばすことを目的として教育を展開してまいりました。そして、これまでに一定の成果を上げることができたことを自負しております。

さて、我が国では、平成26年1月20日の「障害者の権利に関する条約」批准に続いて、様々な国内法の整備が進み、本年4月1日には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。今後、幼児児童生徒が障害の有無によって分け隔てられることなく、基本的な人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるとともに、社会の形成者としての資質を育ていくためには、さらなる体制整備が必要と考えます。

また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、共生社会の実現に向けた動きも活発になってきています。

私たち全国特別支援学校長会は、障害の有無に関わらずすべての国民が共生する社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けた教育の在り方について提言し行動していきます。平成29年度に向けて、以下の事項についての積極的な施策推進を要望いたします。関係の皆様御理解と御協力を切にお願いいたします。

## 平成29年度に向けての要望事項

### 1 最重要課題としての要望事項

- (1) 共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実
- (2) 学校と関係機関等の連携推進による総合的な支援体制の充実
- (3) 卒業後の自立と社会参加を目指した教育の推進
- (4) 地域に根ざし、地域に信頼されるために、特別支援学校がセンター的機能を発揮できる諸施策の実施
- (5) 生きる力をはぐくみ、確かな学力の伸長を図る基盤整備の充実
- (6) より高い教育効果を上げるための専門性のある人材の確保と育成
- (7) 共感できる教育の推進
- (8) 特別支援教育制度等の一層の充実
- (9) 職務の実態に見合った管理職及び教職員の処遇改善
- (10) 大震災の教訓をふまえた特別支援学校の災害対策および安全な街づくりの推進
  
- (11) 誰もがみんなで運動やスポーツを楽しむことができる環境づくりや心のバリアフリー等の推進

### 2 最重要課題を実現するための具体的な要望事項

#### (1) 共生社会の実現を目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実

- ① インクルーシブ教育システム構築にかかわる基礎的環境整備と合理的配慮の充実
- ② 障害のある幼児児童生徒の地域における生活基盤の整備と自立・社会参加の促進
- ③ 早期教育相談実施体制の推進と幼稚部の充実、教育相談の体系化の推進、平成25年の制度改正による新たな就学手続きに基づく適切な就学の推進と継続相談の充実等の適切な運用のための整備
- ④ 地域における交流及び共同学習の実施など、障害児の理解を推進する各種施策の充実
- ⑤ 情報教育の向上及び活用のため、全国教育用インターネット網の整備・充実

## (2) 学校と関係機関等の連携推進による総合的な支援体制の充実

- ① 保健・福祉・医療・労働等、関係機関との円滑な連携の推進のための諸施策の実施
- ② 幼稚園、小・中学校、高等学校等における支援体制充実のため、特別支援教育支援員の配置などをはじめとした必要な財源措置の拡充
- ③ 休日、放課後の障害のある幼児児童生徒の地域活動推進のため、地域における障害のある幼児児童生徒の受け入れ体制の整備など生涯学習施策の充実
- ④ 部活動指導、生涯学習の実施等、外部指導員の円滑な導入に向けた施策の実施

## (3) キャリア形成を図る視点からの一人一人に応じた自立と社会参加の実現に向けた教育の推進

- ① 職業教育の充実を図るための条件整備(就職支援コーディネーター等の配置)、及び卒業後の進路先の確保・拡大と学校と産業界との連携を通じた就労支援(就労先での定着を図るための追指導の充実)・生活支援体制の整備・充実
- ② 卒業後の社会生活への円滑な移行のための個別の支援計画の作成推進及び自立支援協議会との連携を図るなど、教育・福祉・医療・労働等、関係機関の連携強化のための条件整備
- ③ 就労及び生活支援のための地域支援センターの設置促進及び充実と社会生活への円滑な移行を図るための諸施策の充実
- ④ 特別支援学校高等部の増設、高等特別支援学校設置促進など高等部の拡充整備と適正配置

## (4) 地域に根ざし、地域に信頼されるために、特別支援学校がセンター的機能を発揮できる諸施策の実施

- ① 幼稚園、小・中学校、高等学校等に在籍する発達障害を含むすべての障害のある幼児児童生徒の支援のための特別支援教育充実事業の推進
- ② 特別支援学校のセンター的機能の充実及び幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育推進のための特別支援教育コーディネーター専任化に向けた定数改善と研修の充実
- ③ 障害の重度・重複化、情緒障害・精神障害(発達障害を含む)多様化に対応した、教育内容・方法の調査研究及び施設・設備の整備充実
- ④ 特別支援学校が地域の関係機関及び幼稚園、小・中学校、高等学校等のあらゆる教育関係機関とパートナーシップを図り、特別支援教育を推進するためのネットワークを構築するための条件整備

## (5) 生きる力をはぐくみ、確かな学力の伸長を図る基盤整備の充実

- ① 通常学級の35人以下の学級を全校種全学年実施への拡充
- ② 障害のある人に対する乳幼児期から生涯にわたる一貫した支援のための個別の支援計画の作成、特別支援連携協議会等の支援体制の整備
- ③ 一人一人の教育的ニーズに応じた教育内容・方法の充実のための教職員定数の拡充を盛り込んだ新たな教職員定数改善計画の策定
- ④ 特別支援学校及び幼稚園、小・中学校、高等学校等での適切な医療的ケアを実施するため、看護師の配置及び教職員の研修など学校における医療的ケア実施体制整備の促進

## (6) より高い教育効果を上げるための専門性のある人材の確保と育成

- ① 視覚障害教育、聴覚障害教育等、特別支援教育の各障害種別における専門性の維持・向上
- ② 教育相談機能の充実を図るための心理の専門家等の配置・充実
- ③ 特別支援教育を医療面から支える看護師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等の活用による指導内容・方法の改善並びに教育課程の在り方等について、

実践的研究を進める事業の実施・充実

- ④ 特別支援学校の専門性向上のため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による研修事業（配信講義を含む）の推進と教員研修機関としての整備・充実
- ⑤ 放送大学との連携、及び大学における特別支援学校教諭免許状を取得できる教員養成課程の充実、また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の研修事業を含む特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状取得等のための認定講習のさらなる充実
- ⑥ 初任者研修等の現職研修及び教員免許更新時講習における特別支援教育に関する講習並びに各都道府県教育委員会による専門研修の推進
- ⑦ より高い専門性を有した通級指導担当の教員の配置、定数化

#### (7) 共感できる教育の推進

- ① 全国規模等の広域的な特別支援教育理解啓発活動の実施・充実
- ② 対象者のニーズに応じた効果的な理解推進事業の実施・充実
- ③ 介護等体験の充実に向けた体制作りや教育活動へのボランティア等の人材活用による特別支援教育への理解推進
- ④ これからの特別支援教育を担う教員志望者や教員養成機関への啓発活動の充実

#### (8) 特別支援教育制度等の一層の充実

- ① 義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充、特別支援学級等の運営費補助の充実
- ② 特別支援教育における保護者の経済的負担軽減のための特別支援教育就学奨励費の充実
- ③ 特別支援学校、特別支援学級に係る教職員定数改善計画の着実な実施（特別支援教育コーディネーターの配置、副校長や教頭等の管理職複数配置、養護教諭複数配置、教育相談担当教諭の配置、進路指導担当教諭の配置、自立活動指導担当教諭の配置、乳幼児教育相談担当教諭の配置、生徒指導担当教諭の配置等の充実、及び特別支援学校通級指導担当教諭、訪問教育担当教諭の増員、事務所職員の増員）及び市立特別支援学校高等部における実習助手の都道府県立特別支援学校相当の配置
- ④ 特別支援教育関係地方交付税措置の拡充（就学指導委員会に係る経費、点字ネットワークシステムの維持運営費、通級指導教室に係る経費の新規算入及びスクールバスの維持運営費の増額等）
- ⑤ 特別支援学校（主に知的障害特別支援学校）の在籍者増による狭隘化に伴う、特別教室の普通教室への転用及び普通教室の分割等の現状の改善及び整備指針の順守
- ⑥ 複数の障害種に対応する学校を含む特別支援学校の適正配置による学校規模及び管理・運営の適正化
- ⑦ 特別支援学校の大規模化、併置化の諸課題を解決するための特別支援学校学校設置基準の設定
- ⑧ 私立特別支援学校への助成充実

#### (9) 職務の実態に見合った管理職および教職員の処遇改善

- ① 学校規模に応じた管理職の配置と管理職の職責に応じた処遇の改善
- ② 教員の特殊業務の実態に見合った教員特殊業務手当の改善
- ③ 教員が健康で職務に臨むためのメンタルヘルス等に関わる機関・研修の充実

#### (10) 大震災の教訓をふまえた特別支援学校の災害対策及び安全な街づくりの推進

- ① 国及び都道府県による災害対策ガイドラインの策定及びそれに基づく市区町村の要援護者を含む広域防災計画の策定と広域防災訓練の充実・促進
- ② 市区町村による広域防災計画の策定における発達障害のある幼児児童生徒を含む要援護者名簿の整備、緊急時における医療関連サービスの連携確立、防災無線等情報伝達ルート確立と充実
- ③ 発災時における特別支援学校の幼児児童生徒の安全確保及び教育機能の維持・継続また

は教育機能の早期再開を目指し、学校施設・設備の耐震化促進、水や食糧などの生活用備蓄の早急な整備や物資の精選・保存、被害想定に基づく優先業務の確定と自家発電装置等の必要な備蓄資源の確保、及びそれらに伴う適切な予算措置

- ④ 避難者の障害特性に的確に対応できる専門家の充実配置等を前提とした発災初期の要援護者一次避難所としての学校機能の整備・充実、公共施設の複合化の促進
- ⑤ 個別の教育支援計画等を活用した幼児児童生徒本人の救命避難・生命確保・生活維持のために必要な個人情報の集約・伝達手段のシステムの確立

## (11) 誰もがみんなで運動やスポーツを楽しむことができる環境づくりや心のバリアフリー等の推進

- ① 運動やスポーツへの多様な参画（する・みる・支える等）を促進するための仕組の充実
- ② 障害者が気軽に運動やスポーツを行える推進組織づくり、及び施設環境整備等の充実
- ③ スポーツボランティアや障がい者スポーツ指導員等の活躍機会充実のためのネットワークづくりへの助成
- ④ 特別支援学校と小学校、中学校、高等学校等の児童・生徒や地域住民との運動やスポーツ体験を通じた交流の促進

### 全国特別支援学級設置学校長協会 会長 阿部 謙策

これからの教育の重要なキーワードは「共生社会の形成」です。すべての児童・生徒に共生社会の担い手としての素地を育んでいくことが求められています。そのためには、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が日常的にかかわっていく交流及び共同学習を充実すること、そして、連続性のある多様な学びの場を用意し、専門性のある教員による応じたわかる授業を展開することなど、児童・生徒たちが達成感をもちながら充実した時間を過ごすことができるように、更に特別支援教育を充実・発展させていくことが、極めて重要であると考えます。

全国特別支援学級設置学校長協会といたしましては、障害者の権利に関する条約の考えを踏まえたインクルーシブ教育システムの理念を尊重すると同時に、障害のある児童・生徒の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう特別支援教育を充実することを使命と考え、平成29年度の文教施策及び教育予算について、下記の事項を重点として要望いたします。

#### 1、特別支援教育に関する教職員の専門性向上に向けて

- ・特別支援学校免許状取得に関する認定講習会や研修会等の機会の拡充
- ・通常の学級を担当している教職員及び管理職への特別支援教育に関する研修の必修化
- ・大学院における現職教員研修の充実
- ・特別支援コーディネーターの専門性の向上に向けての研修の充実
- ・大学等における特別支援教育に関わる履修単位の充実
- ・小・中学校教員免許状取得際し、特別支援教育関連の単位の必修化
- ・免許状更新の際の特別支援教育関連の講習の必修化
- ・PT、OT、ST等の専門家の巡回指導の充実
- ・管理職のインクルーシブ教育システム構築について及び特別支援教育に関する研修の充実

#### 2、インクルーシブ教育システム構築に向けての基礎的環境整備や合理的配慮に向けて

- ・特別支援教育に必要な教室環境の整備（教室不足の解消等）

- ・特別支援教室等の設置および学習支援員の配置など通常の学級に在籍している発達障害児への支援の充実
- ・ICT機器等、学習上の支援機器および支援ソフトの充実
- ・障害特性に応じた教科用図書の改善と開発
- ・発達障害等の早期からの相談支援体制の整備と教育の充実
- ・個別の支援計画及び個別の教育支援計画の作成・活用の推進
- ・幼保、小、中、高を通じた個別の支援計画にもとづく一貫した教育の充実
- ・校内におけるバリアフリー化の促進
- ・障害児理解教育、交流及び共同学習の推進
- ・通常の学級におけるユニバーサルデザインの授業の充実
- ・オリンピック・パラリンピックに向けて、障害者スポーツの理解と普及

### 3 特別支援教育充実のための教育内容の充実と人的措置の拡充に向けて

- ・通常の学級の定数を全学年35人以下に拡充
- ・施設設備、教材教具の充実および教育課程の改善に向けての条件整備の推進
- ・特別支援学級の学級編制基準の少人数化（特別支援学校並みの6人定数に）
- ・通級指導教室担当者の基礎定数配置
- ・特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習にかかる支援員の配置
- ・特別支援学級及び自閉症・情緒障害学級への支援員の配置
- ・特別支援教育コーディネーターの専任配置
- ・障害の重度化、多様化に対応した講師時間数の増加措置

### 4、特別支援教育制度上の充実

- ・特別支援就学奨励費の充実
- ・特別支援教育関係地方交付税の拡充
- ・インクルーシブ教育システム構築についての啓発と理解促進
- ・「自閉症」の学校教育法への位置づけの明確化
- ・高等学校における通級による指導の制度化
- ・高等学校への特別支援学級の設置
- ・特別支援学校のセンター的機能の発揮のための諸条件の整備

### 5、関係・専門諸機関との連携、支援体制について

- ・障害の早期発見、早期対応の充実
- ・幼稚園、保育所における特別支援教育の理解啓発と研修機会の充実
- ・乳幼児健診から就学時検診、就学後までの継続した相談体制の整備
- ・保健医療、福祉関係機関との連携推進のための施策の実施
- ・放課後等の障害児の受け入れに関する支援体制の充実
- ・卒業後の進路先の確保・拡充等の就労・生活支援体制の整備・充実

全国盲学校 PTA 連合会  
会長 川越 啓子

視覚障害教育は静かな環境で耳や指先そして限られた視力を使用して学んでいく教育です。そのため幼児児童生徒の教育は、専門性豊かな教員等により、少人数できめ細かく丁寧な指導が必要です。一層視覚障害教育の専門性が確保され、一人一人の視覚障害幼児児童生徒のニーズに沿った教育が行われるよう要望いたします。

#### 1. 視覚障害・他障害と併せた重複障害を配慮した特別支援学校の環境整備について

- ・特別支援学校としてセンター機能の役割が付加されていますが、盲・視覚特別支援学校（以下盲学校）は校区の広い学校です。地域への支援、そして校内の指導と手厚く支援していくには、特別支援教育コーディネーターの複数専任配置が必要です。早急な配置を強く要望します。
- ・視覚障害教育専門に特化した盲学校を今後とも各都道府県に継続設置願います。地域によってやむを得ず盲学校と他障害種別を併せた特別支援学校になる場合は、障害種によって、個々の児童生徒の実態や指導の有り様が違います。必ず視覚障害教育部門を設置して、校舎等の分離等適切な学習環境の整備保障を要望いたします。
- ・視覚障害と他障害を併せた多様な幼児児童生徒が在籍し、医療的ケアを要する児童生徒もいます。看護師等の人的配置及び校舎等の障害のバリアフリーを進め、エレベーターやスロープなど教育環境の整備をお願いいたします。
- ・視覚障害は早期からの教育相談・支援体制が極めて重要です。0歳からの早期教育相談にかかわる専門教員確保や支援体制整備予算を充実してください。また、視覚障害の早期教育は学齢期学習の基礎となるもので、空間認知、歩行、点字などを学ぶために必須です。盲学校に幼稚部を設置していない県に対して設置を働きかけてください。

#### 2. 教員の専門性の確保について

- ・視覚障害教育の高い専門性をもった教員配置や、年限等での画一的異動でない適材適所の配置等が実現されるよう、校長の具申尊重を各教育委員会に指導願います。  
特に経験ある視覚障害教育の専門性高い教員配置や、人事異動については盲学校専門性確保の観点から校長具申を尊重されるよう各教育委員会に指導願います。
- ・視能訓練士や歩行指導士等の専門家の導入や盲学校自立活動教諭有資格者の配置を義務づけてください。
- ・視覚障害と他障害を併せ持つ多様な児童生徒のためにPT、OT、ST等の専門家を巡回指導で盲学校にもできるように財源措置をしてください。

#### 3. 職業教育の充実について

- ・社会参加と自立に向けた職業教育の充実が盲学校の重要な課題です。
- ・専攻科に「理療研修科」等の設置で時代の推移・要請に応じた専門教育や、リカレント教育の充実を願います。またヘルスキーパー等について、行政関係機関や民間企業等への理解啓発を図り、一層の雇用促進を積極的にお願いたします。
- ・三療以外の一般就職を目指す生徒や福祉施設等の入所生徒のため必要な学科の設置や新たな職業開発の推進を願います。

\* 「障害者の権利に関する条約」締結においても、盲学校、特別支援学校は必要です。

\* 特別支援教育就学奨励費制度を今後とも堅持継続し更に充実させてください。



## 全国ろう学校PTA連合会

会長 伊藤 忠

1. 早期教育の充実
  - ・乳幼児教育相談の充実
  - ・両親援助
2. 専門性の確保と向上
  - ・早期教育の専門教員の確保
  - ・専門性を継承する校内対確保のために校長の人事権を尊重する
  - ・発声・発音指導、言語指導に関する資料収集や指導事例集の作成を進める
  - ・聴能機器の活用と最新のIT技術の導入についての研修の強化
3. 生徒減少への対策
  - ・小規模校の再編を進めないこと
  - ・併置校においては、障害種別の独自性と独立性を最大限尊重すること
4. 後期中等教育の充実
  - ・高等部本科並びに専攻科の職業教育の充実を図ること
  - ・進路指導の強化（就労支援セミナー、就労体験等の実施と推進）
  - ・就労（雇用）形態の改善を図ること
5. 重複障害教育の体制強化及び卒業後の進路保障
6. 人工内耳装用児に関して
  - ・医療機関との連携を深める（術前、術後の情報交換）
  - ・装用児の教育指導上の課題解決のための研修機会を増やす
7. 後期高等教育機関での情報保障（手話通訳・要約筆記通訳等）への公的援助制度の整備

## 全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

会長 大西 圭一

日頃より、障害のある子供たちの教育にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国が平成26年1月20日に「障害者の権利に関する条約」を批准してからは、「学校教育法施行令」の改定、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定など次々と国内法が整備されてまいりました。障害のある子供たちが自己肯定感を大切に、社会の中でより豊かに生きていくためには、さらなる特別支援教育の充実と推進が必要となります。なお一層のお力添えをお願い申し上げます。

### 1. 障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

#### (1) 外部専門家の配置

障害の重度・重複化、多様化及び発達障害の可能性のある子供たちへの指導には、より高い専門性が求められます。教職員の資質向上に加え、外部専門家（作業療法士、言語聴覚士、理学

療法士、臨床心理士等)の配置をお願いいたします。また、さまざまな困難を抱えた子供・家庭を支援するために、スクールソーシャルワーカーの配置をお願いいたします。

(2) 特別支援学校教諭等免許状保有率の向上等の取り組み

特別支援学校教諭等免許状の保有者数を上昇させていくための認定講習の工夫、特別支援学校教諭免許状を取得できる教員養成課程の充実をお願いいたします。

(3) 計画的な教員の定数化措置と特別支援教育コーディネーターの定数措置

特別支援教育の充実を図るために、教職員定数の見直し・待遇改善をお願いいたします。特に、専任の特別支援教育コーディネーターの定数措置を早急に実施していただきますようお願いいたします。

(4) 医療的ケアの体制整備

平成28年4月28日付けの文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の事務連絡「平成27年度特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果」によれば、医療的ケアを必要とする特別支援学校は全国で604校あり、うち知的障害特別支援学校は375校となっています。知的障害特別支援学校にも看護師の配置は必要です。適切な医療ケアが行える教員の研修等も含めて整備・促進されますよう財源措置化をお願いいたします。

(5) 早期からの教育相談・支援体制の整備

特別な支援が必要となる可能性のある子どもやその家族には、安心して相談できる場所や柔軟できめ細やかな対応が必要です。早期からの相談・支援体制の構築ができるよう、財源措置化をお願いいたします。

## 2. 障害のある子供たちの教材の開発と活用

(1) ICTを活用した教材・支援機器の充実

一人一人の教育的ニーズに応じた先端技術を活用した教材・教具の開発、支援機器のより一層の充実をお願いいたします。

(2) 適切な支援機器の活用と体制

必要に応じて、医師、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士等の医療関係者や支援技術の専門家等と連携し、障害のある子供たちが適切に支援機器を活用できる体制を構築できるようお願いいたします。

## 3. 自立・社会参加に向けた教育の充実と理解啓発

(1) 将来に希望がもてる教育の取組みの実施

障害の有無にかかわらず、子供たちは積極的な社会参加を通じて自立し、認められることによってはじめて、他者にも手を差し伸べられる機会が増えると考えられます。どの子供にとっても、将来に希望がもてる教育の取組みの実施をお願いいたします。

(2) 交流及び共同学習による理解啓発

交流及び共同学習は、障害のある子供にとって有意義であるばかりではなく、小・中学校等の子供たちや地域の方々にとっても、障害のある子供とその教育に対する理解を深めるための絶好の機会です。文部科学省が推進している学校支援地域本部の学校支援活動の一つとして、交流及び共同学習に取り組んでいただきたいと思います。その際、学校支援ボランティアを活用するなどして活動内容・回数ともに充実させてくださるようお願いいたします。

(3) 障害者スポーツ事業の推進

障害のある子供たちが自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、教育カリキュラムの充実、実施のための環境整備をお願いいたします。障害の種類及び状態に応じた必要な配慮をしつつ、スポーツを通じてわかり合い尊重し合う心を育てていきたいと思っております。

#### 4. 安全・安心な学校を願って

##### (1) 学校施設・設備の耐震化と備蓄の整備

地震・津波・噴火等の大規模な自然災害、異常気象による豪雨・洪水・土砂災害等、全国各地でさまざまな災害が発生し、だれもがわが身に置き換えて準備する必要があります。学校が安全・安心な場であるためには、校舎等の躯体のみならず、天井・壁、設備機器等の非構造部材の耐震化・転倒落下防止を進めることが急務です。また、水・食料等の物資や必要な備蓄品の確保も必須です。どの地域においても格差なく備えられるよう予算措置をお願いいたします。

##### (2) 避難所生活を余儀なくされた場合の困難

多くの方が密集する体育館等での避難生活は、知的に障害のある子供たちには精神的にも肉体的にも困難な状況となります。「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」の中でうたわれているように、指定避難所内の福祉避難室の計画的な設置を全国各地で推進していただくようお願いいたします。

#### 5. 特別支援教育就学奨励費の継続・充実

特別支援学校に子供を通わせている保護者の経済的負担軽減のために、特別支援教育就学奨励費の継続・充実をお願いいたします。

## 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会

会長 竹内 ふき子

#### 1 特別支援教育の充実

乳幼児から生涯に渡り、教育・福祉・医療・労働等の各関係機関が協力し、子供たち一人一人のニーズに応じた「個別の支援計画」を作成し、計画の実施、評価を通して、障害の重度・重複化、多様化に対応する特別支援教育の充実をお願いします

#### 2 居住地域での小・中学校との交流及び共同学習の推進

障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ機会を増やし、居住地域での小・中学校との交流及び共同学習を推進し、地域生活の基盤づくりをお願いします

#### 3 学校規模に応じた定数の改善

障害のある児童生徒が増えている中、新設や統合で大規模な併設校が増えています。安心・安全な学校生活と学校運営に必要な副校長・養護教諭・栄養士・事務職員・技能職員等の学校規模に応じた定数改善をお願いします

#### 4 医療的ケアの更なる充実

医療的ケアを安全に実施するため、看護師の適切な配置を進めるとともに、介護職員等が一定の条件の下でたんの吸引等が実施できる制度の活用を図り、子供たちの教育を支えるため医療的ケアの更なる充実をお願いします

#### 5 センターの機能の充実

特別支援学校の専門性を活かし、近隣の幼稚園や小・中・高等学校への相談支援や巡回指導などのセンター的機能の充実を図るための人的確保をお願いします

#### 6 外部専門職配置や導入について

特別支援教育の一層の充実を図るため、教員定数とは別に臨床心理士、理学療法士・言語治療士等の外部専門職配置や導入を進めるようお願いします

#### 7 特別支援教育コーディネーターの配置

特別支援教育コーディネーターの早急な配置と質の向上・養成を図るようお願いします

#### 8 義務教育国庫負担と特別支援教育就学奨励費の堅持と充実

義務教育国庫負担制度及び特別支援教育就学奨励費制度の堅持・充実とその財源の確保をお願いします

#### 9 バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進

公共・民間の施設・交通機関のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進をお願いします

#### 10 自然災害への備え

自然災害等に備えて、学校、家庭、関係機関と連携・協力し、総合防災マニュアルの査定をはじめとして、地域社会において障害のある子供がいついかなる時も安全で、安心な生活ができるよう必要な施策の実現をお願いします

#### 11 スクールバスへの乗車等

医療的ケアの児童・生徒が増えている状況の中で、登校するための通学手段確保は深刻な問題です

一人一人の状況に合わせた通学手段を含めた、制度の整備をお願いします

### 全国病弱虚弱教育学校PTA連合会 会長 遠山 俊二

- 1 就学奨励費制度を今後も国の責任において継続すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 病気療養児の後期中等教育の充実を図ること。
- 4 入院中の幼児のために幼稚部を設置し、病気療養児の就学前の教育を保障すること。
- 5 平成25年3月4日発出、24初特支20号「病気療養児に対する教育の充実について(通知)」の内容の徹底を図り、特別支援教育における病弱教育の充実を図ること。
- 6 小児科病棟を持つすべての病院に、病院内学級の設置を推進すること。
- 7 病院内教育等の整備充実のため、病院内学級の設備基準の策定をすること。

- 8 小児科医の減少に歯止めをかけるために必要な政策をとること。
- 9 病気療養児の教育を進めるために、医療的補助を充実すること。
- 10 最新の情報技術を活用した指導法や体制の充実とそのための予算措置を講じること。
- 11 病気療養児への情報通信手段による指導を積極的に推進すること。  
(ICT機器の活用等)
- 12 病気療養児の情報保障やコミュニケーション能力の向上のため、機器の開発整備充実を推進すること。
- 13 学校行事に対する医師・看護師派遣旅費等の確保をすること。

**(一社)全国肢体不自由児者父母の会連合会  
会 長 清 水 誠 一**

**【心身障害者への理解の教育】について**

- ・学校教育の中に心身障害者教育を取り入れて貰いたい。障害者問題は国民全体の問題であり、健全者との共生教育を通して、人間の尊厳を学びノーマライゼーション活動の大切さの理解を深める事ができると思う。
- ・断片的でなくカリキュラムの中に組み込む継続的指導を図られたい。

**【特別支援学校等における医療的ケアへの充実】について**

- ・特別支援学校における医療的ケアが必要な児童生徒に対して送迎バス乗車禁止を是正するために関係法令の見直しをしたうえで、学校教育の保障を図られたい。(介護添乗員の配置又は保護者の乗車は許可されたい)
- ・特別支援学校において、人工呼吸器を使用した児童・生徒が通学できるように制度の改善を図られたい。その際は当該学校に対して、看護師の加配などの対応を検討されるよう図られたい。

**【高等学校に特別支援学級の開設】について**

- ・特別支援学校の過大化対策とインクルーシブ教育実現のため、高等学校に特別支援学級の開設の拡大を支援されるよう図られたい。

**【医療的ケアの教育等】について**

- ・介護職員等が一定の研修後行なえる医療的ケアについて、取扱いできるヘルパー等の増員を図るため、費用の見直しを含めて事業所が参入できるように図られたい。
- (新)・特別支援教育における医療的ケア体制の確立を図られたい。(自治体で対応)
- (新)・看護師不足を補うために看護師養成学校と特別支援学校間の交流(実習)を積極的に推進するよう図られたい。
- (新)・学校教育の場での介護職員等が一定の研修後行なえる医療的ケアについて、取扱いできるヘルパー等の増員を図るとともに、厚生労働省と連携を図り制度設計の一層の促進を図られたい。

**【(新)副籍制度の充実について**

(新)副籍制度においては、地域指定校の校長や担任教員の理解、施設設備、また当該児童・生徒の保護者の事情等の環境に左右されることなく希望する全ての児童・生徒が直接交流の機会を持つようサポート体制を充実されるよう図られたい。

**(新)地域生活支援センターの整備充実について (文部・厚労)**

(新)・在宅生活を継続するため、地域生活支援センターを生活圏域毎に整備し、医療、短期入所サービス等を提供すること。また、地域生活支援センターに学校機能を合わせ持たせることにより通学負担の軽減を図られたい。

**社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会**  
**理事長 有馬正高**

日頃より重症心身障害児の教育・医療・保健・福祉の向上のためにひとかたならぬご尽力、ご配慮を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

重症心身障害児をはじめとした濃厚な医療や全面的な介助が必要な児童にとっては、適切な設備が整備され、高度な専門性と支援体制を備えた現行の特別支援学校でなければ、安心して通学することも、いのちの保障すらなりません。

充実した設備と専門性を兼ね備えた特別支援学校において、それぞれの障害の状況等に応じた、きめ細かな対応が一人ひとりのもつ可能性を伸ばすことにつながります。障害種別とその特性に配慮しつつ、それぞれの持つ可能性を最大限に引き出す教育が実施されるよう施策の充実をお願いします。

**1 特別支援教育における医療的ケア**

医療的ケアの実施体制が、今後更に充実され、看護師が適正に配置されるよう財源措置の拡充をお願いいたします。

現在、担当する教員が実施できる医療的ケアについては、3つの行為に限定されているため、障害の重度・重複化に対応し、それ以外の医行為の必要な子ども達のためにも看護師が適切に配置されるようお願いします。また、地域間での格差が是正されるようあわせてお願いします。

**2 可能性を引き出す教育**

重症心身障害児者は、自ら生きようとする力、人の愛を感じて返す笑顔や、何かを伝えようとする微かなサインで、いのちの大切さ、無限の可能性を伝えてくれています。

特別支援教育の実施にあたっては、この重症心身障害児者からのメッセージを受け止め、それぞれの持つ可能性を最大限に引き出す教育が実施されるようお願いします。

**3 特別支援学校における支援体制の充実**

地域によっては、近隣に特別支援学校（知的）があっても医療的ケアの対応が不備のために訪問教育に頼らざるを得ない状況が続いております。

特別支援教育の理念が活かされ、身近な地域で教育が受けられるよう環境の整備を推進していただくとともに地域格差が是正されるようお願いいたします。

また、障害種別、障害特性に配慮した教育体制が確保されるよう、以下の点に配慮してください。

- ① 障害部門別制の実施（特に医療的ケアの必要な重度・重複児童生徒への配慮と個々のニーズに合わせた教育）
- ② 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上
- ③ PT、OT、ST などの専門家の配置
- ④ 長期的な視点に立った教育的支援を行うため、関係機関との連携を図った「個別的教育支援計画」の策定及び「個別の支援計画」の作成による一人ひとりに応じた教育の促進

#### 4 送迎に関する支援体制の充実

重症心身障害児の場合には、通学時の送迎が必要となりますが、医療的ケアを必要とする子どもは通学バスの利用ができず、多くの場合、保護者がその役割を担っています。これにより保護者の都合によって通学の機会が左右されることになりかねず、自立した学校生活を送ることが困難です。

このことから、通学を望むすべての子ども達の教育を受ける機会が確保されるよう医療的ケアを必要とする子ども達の通学バスの利用について配慮されることをお願いします。

#### 5 関係機関・関係者間の連携

医療的ケアの必要な子どもの場合は、特に、医師・看護師・保健師・ケースワーカー、ホームヘルパー等の医療・福祉関係者とのネットワークが欠かせません。そのためには、文部科学省と厚生労働省が連携を密にして、その体制づくりを更に強化していただきますようお願いいたします。

### 全国視覚障害児(者)親の会

会 長 諏訪 勝三

1. 盲学校が、センター的機能と役割を果たすために、相談・派遣・指導等を受け持つ地域は、他の特別支援学校と比べて守備範囲が格段に広く、専任のコーディネーターの配置が必要です。盲学校は1県1校のところが多く、全県を1校で受け持っている状況です。都道府県の裁量に任せないで、他障害種の学校に比べ専任のコーディネーターを優先的に配置するよう特別の加配をして下さい。
2. 盲学校生徒の重複化、重度化に対応するPT・OT・ST・看護師等の配置・派遣や巡回指導体制等を図って下さい。
3. 教員の専門性の確保・資質の向上については、他障害の特別支援学校の資格保有者率並みに引き上げるよう、年次計画等をたて特別の手立てを取って推進してください。

- 4、 学校教育にかかる各種学習に必要な機器（拡大鏡・パーキンス等）は無償にしてください。また、機器の利用・補助開始年齢を小学生にも引き下げてください。
- 5、 盲学校高等部の弱視生徒のための拡大教科書は、必要とする全教科について配備してください。なお、生徒の視力に合わせて配備してください。（一般的に、22ポイント。必要な場合は26P等）一般高等学校での、拡大教科書・点字教科書・検定教科書のついては価格差が莫大であり、負担が重すぎます。権利条約・基本法に照らして価格差負担を無くしてください。

## 全国聴覚障害者親の会連合会 会長 鈴木 厚

全国聴覚障害者親の会連合会（全国聴親連会）は、平成29年度の予算要望書作成にあたり、聴覚障害者（児）に対する様々な支援費が実質的に拡充され、それが補償され得る予算が作成されることを強く要望します。

具体的には、

1. 全国各地議会等において、「手話言語条例」が制定されています。これにより聴覚障害者（児）の教育の場において情報の取得手段の広がり期待されます。教職員はもとより、教育関係者の手話への取り組みと手話通訳士の派遣が常態化するよう制度の確立。
  - ①手話通訳士の公費派遣の徹底
  - ②手話通訳士の増員
  - ③公的機関への手話通訳士の常駐を図る。
2. 大規模災害時には、その後の避難生活においても情報の途切れがあり、特に聴覚障害者は孤立する。この情報保障をさらに充実させるべき、電光掲示板を街なか設置して頂きたい。
3. 既存の大学（国立・私立問わず）に聴覚障害者を受け入れる体制の強化を図って頂きたい。
  - ①聴覚障害学生向け「リアルタイム遠隔文字情報講義システム」の導入促進
  - ②手話通訳付き授業
  - ③ノートテイク者の派遣
  - ④パトライト整備
4. 聴覚障害者の就労に対する支援や失職後の再就職をコーディネートする仕組みの確立を図る。併せて、ハローワーク等への手話通訳士の常駐をお願いします

盲ろうの子とその家族の会 ふうわ



## 会長 宮内 八須子

盲ろうという厳しい障害を抱えた子ども達へのご理解とご支援を賜りたく、以下のことを要望致します。

●平成26年1月20日に批准された「障害者権利条約」第24条「教育」3(C)に「盲人、聾者(ろうしゃ)又は盲(もう)聾者(ろうしゃ)(特に盲人、聾者(ろうしゃ)又は盲(もう)聾者(ろうしゃ)である児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。」とあります。盲ろう者(盲ろう者である児童)、特に先天性盲ろう児の場合、個々の育ってきた環境によりコミュニケーション手段や必要な配慮、支援は様々です。まさに、その個人にとって最も適切な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大限にする環境のもと、教育が行われるように望みます。

●盲ろう児に対して適切な就学相談と就学決定がなされるよう、国からの支援を求めます。盲ろう児が就学を決めるにあたり、その障害の希少性や独自性ゆえに相談を受けて下さる専門機関がほとんどなく、保護者は手探りで我が子に適した教育の場を探し求めます。

ろう学校においては視覚障害への配慮が難しいと言われ、盲学校においては聴覚障害への支援体制がないと難色を示されるなど、就学先が決定するまでには幾多の困難があることが通例です。そして、各自治体によっても対応がまちまちです。全国どの地域に住んでいても同じ対応をしていただけける事を望みます。

●盲ろう児の教育的ニーズに見合った支援が適切に行われるよう要望致します。

我が国において、いまだ「盲ろう」が法的に定義されていないために、「盲ろう学校」は存在していません。また、先天性盲ろう児の多くは、盲ろうの他に四肢の障害や知的障害などの障害を併せ有する場合が多く、その多様なニーズに適合した専門性の高い教育を受けるためには、在籍校の垣根を越えた支援が不可欠です。盲ろう児に対して特別支援教育コーディネーターが、在籍校と他障害種特別支援学校との連携を図り、必要に応じて県外特別支援学校など枠組みにとられない教育機関と連携しながら、盲ろう児の教育的ニーズに合った支援が行われるよう要望いたします。

●盲ろう児が教育内容を習得するための合理的配慮として、教育年限の延長を選択できるなどの体制が確立されることを要望します。

究極の情報入力障害といわれる盲ろう障害は、健常児ならばごく自然に獲得する言語概念やコミュニケーション手段の獲得を阻み、日常の偶発的学習をする機会などを奪います。全ての学習において盲ろう児は、健常児が理解し習得する時間と比べ、膨大な時間を必要とします。盲ろう児が教育内容を習得するための合理的配慮として、教育年限の延長を選択できるなどの体制が確立されることを要望します。

●「盲ろう」障害について、教職員に対する研修が出来る場をつくって下さい。

盲ろう児を担当することになった学校や教員はほとんど盲ろうについての知識がないまま手探り状態で子どもと向き合っています。他の特別支援校や盲ろうの専門性を持った機関との連携は勿論ですが、教職員に対しても研修出来る機会を設けて下さい。

1. 合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムの充実の推進をはかること
  - ・通常の学級において、学級規模を小さくすることや複数教員による指導の充実の促進
  - ・教職員への合理的配慮の実践事例や指導事例等の情報提供や研修の拡充
  - ・合理的配慮を的確に行うための校内支援体制の整備
  - ・合理的配慮に関する相談窓口の明確化・専門性の向上・合理的配慮協力員の配置拡充
  - ・発達障害教育情報センターにおける教員への指導事例、教材、指導法等の情報の体系化と情報提供体制整備の強化
  - ・高等学校入試や大学入試における合理的配慮の拡充と啓発
  - ・高等学校・大学における支援の充実
  - ・幼児期・小学校から大学までライフステージを通じた、途切れない支援システムの構築
2. 教員の専門性の向上、教員への支援体制を整備すること
  - ・教員養成課程におけるLDを含む障害児に対する教育の基礎理論の履修義務化
  - ・特別支援学校教諭免許から、通常の学校における特別支援教育を視野に入れた特別支援教育免許(仮称)への転換及び義務化
  - ・大学院への現職研修の推進等、専門研修の充実
  - ・教職員への指導事例、教材、指導法等の情報の体系化と研修の充実
  - ・複数教員の配置などの教員支援の体制整備
  - ・特別支援教育コーディネーターの専任としての配置拡充
  - ・管理職の研修強化と、管理職登用時の特別支援研修義務化
3. 発達障害のある児童・生徒に対する、個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎを義務付けすること
  - ・学年、学校間の引継ぎを義務付け(ただし、本人・保護者が希望する場合)
  - ・個別の教育支援計画等、生涯を通じて利用できる支援計画の策定・活用の推進
  - ・学校間連携コーディネーターの配置拡充
  - ・個別の教育支援計画と福祉で策定する個別の支援計画との連続化の推進
  - ・学校と放課後等デイサービス事業者等の福祉機関との連携と支援内容の共有化
4. LD、ADHDを対象とした通級教室の拡充
  - ・加配教員のさらなる増員(年間1000名程度の増員)
  - ・巡回通級指導教室の拡充
  - ・通級指導教室の校内通級利用の推進のための調査研究
  - ・発達障害に関する通級による指導担当教員等の専門性充実
5. 学習上の支援機器等教材の活用促進
  - ・学習上の困難を軽減するための、支援機器等教材の開発促進
  - ・教科書デジタルデータの活用・音声教材等の普及促進
  - ・特別支援教育教材振興予算(学校配分予算)の新設

6. **早期からの教育相談・支援体制を整備すること**
  - ・早期からの教育相談・支援体制の推進、教員・保護者への啓発(相談窓口の明確化)
  - ・発達障害者支援センターとの連携の推進
  - ・早期支援コーディネーター・発達障害支援アドバイザーの配置拡充
7. **後期中等教育における発達障害のある生徒に対する支援体制を強化すること**
  - ・発達障害を対象とした特別支援学校の短期利用の体制整備や通級指導教室の設置
  - ・高等学校における養護教諭への発達障害に関する専門的な研修と配置の拡充
  - ・高等学校への専門性のあるスクールカウンセラーの配置拡充
  - ・発達障害のある生徒に対する自立・社会参加に向けたキャリア教育の充実
  - ・就労先開拓・職場定着支援のための就職支援コーディネーターの配置拡充
  - ・事業所と連携した教員の研修
  - ・高等学校と福祉・労働等関係機関の連携体制の整備
8. **大学等の高等教育における発達障害のある学生に対する支援体制を整備すること**
  - ・発達障害のある学生に対する修学支援体制の整備
  - ・大学教員・職員に対する発達障害についての研修の充実
  - ・発達障害のある学生に対する自立・社会参加に向けたキャリア教育、就労支援体制の整備と充実
9. **学校外の人材・資源・資格等の活用を推進すること**
  - ・親の会やNPO法人等の研究活動や検討活動における活用
  - ・特別支援教育士等の資格を特別支援教育コーディネーター登用の要件として活用
  - ・特別支援教育支援員の配置拡充、資質確保・研修の充実、体制整備による支援の充実
  - ・心理士、PT、OT、ST、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用の推進
10. **発達障害の特性に応じた災害時の支援対策を整備・周知すること**
  - ・発達障害の特性にあわせた対応方法、留意点等をまとめたマニュアルの整備、周知
  - ・緊急連絡の伝達体制の整備

#### ＜中長期的な要望＞

1. **特別支援教室構想について、インクルーシブ教育システム構築の中で検討を行うこと**
  - ・特別支援教室構想については、平成15年3月の文部科学省・協力者会議の報告である「今後の特別支援教育の在り方について」で提言されてから10年以上経過している。更にインクルーシブ教育システム構築において、通常の学級においての合理的配慮の提供が今後も検討される必要がある。
2. **学習面の困難に対する取り組みを強化すること**
  - ・教科学習についての指導・支援方法に関する研究の推進
  - ・小・中学校の学習指導要領における学習面の困難に対する指導・支援方法の明記
3. **LD、ディスレクシア等の視覚認知等に困難を持つ発達障害者が、個々の特性に合わせ多様な手段・手法・技術によりバリアフリー化された図書や教科書を無償かつ容易に利用できるよう、各種の支援手段・技術の開発、普及に取り組むこと**
4. **発達障害に対する、社会的理解の向上に取り組むこと**
  - ・保護者向け発達障害の理解啓発リーフレットの発行

・一般の児童・生徒の理解啓発、PTA活動等を利用した一般保護者向け啓発活動の推進

**一般社団法人 日本自閉症協会**  
**会長 市川 宏伸**

1. 学習指導要領の改訂にあたり、自閉症をはじめとする発達障害のある児童生徒に対する各教科等における指導内容、方法等や、ICT 活用を含む合理的配慮事項を十分検討し、インクルーシブ教育システム構築の推進に向けて小中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領に反映されるようにしていただきたい。
2. 平成 24 年 12 月に文部科学省が公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」及び平成 26 年 3 月に国立特別支援教育総合研究所が公表した補足調査に示されている、校内支援体制、個別の指導計画の作成の徹底、特別教育支援員の配置増、環境整備、指導内容・方法の充実等の課題を解決するための方策を早急に実施していただきたい。
3. 通常の学級にいる発達障害の可能性のある児童生徒への合理的配慮と、誰にでもわかりやすい授業というユニバーサルデザインの視点から、教室環境の整備や板書の工夫、児童生徒の理解に合わせた学習の進め方等、授業の改善・充実を図っていただきたい。  
特に、①教室正面の掲示物を整理し余分なものは表示しないこと、②板書の場所や消去には児童生徒の理解やノート記載速度などを配慮すること、③聞きながらノートを書くことを同時に行うことが困難な児童生徒について個別に配慮を行うことについては、早急に取り組んでいただきたい。
4. インクルーシブ教育の進展に対応し、通常の高等学校に在籍する自閉症をはじめとする発達障害のある生徒のキャリア教育・就労支援が進められるよう、教育・相談・支援のセンター的機能のある機関の設置及び相談・支援コーディネーター育成のためのモデル事業等により研究開発を図っていただきたい。
5. 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する早期・継続支援事業について、発達障害早期支援研究事業、各学校段階移行期の引継に関する系統性のある支援研究事業、放課後デイサービス事業者との連携支援に関する放課後等福祉連携事業の調査研究が行われているが、その結果に基づいて、全都道府県においてなるべく早くこれらが実施されるよう取り組んでいただきたい。
6. インクルーシブ教育構築のために、自閉症をはじめとする発達障害の理解、教育、支援の充実に関連して、小中学校及び高等学校の校長を含む全ての教職員に研修事業を推進していただきたい。  
また、児童生徒が発達障害について適切な理解ができるような授業を実施していただきたい。
7. 自閉症をはじめとする発達障害に関する国民の理解を深めるため、平成 19 年 12 月に国連が定めた「世界自閉症啓発デー」、及び平成 24 年 12 月の第 67 回国連総会で採択された「自閉症スペクトラム障害、発達障害」決議（略記）の趣旨を学校教育において周知させ、さらに積極

的な啓発活動を行っていただきたい。

8. 知的障害特別支援学校及び知的障害特別支援学級における知的障害と自閉症、自閉症・情緒障害特別支援学級における自閉症と情緒障害について、それぞれ児童生徒の在籍状態等の実態を明らかにして公表していただきたい。
9. 知的障害特別支援学校において、自閉症の児童生徒数が増加している現状及び、自閉症の障害特性に応じた教育の必要性があることから、自閉症のある児童生徒と自閉症のない児童生徒の学級および教育課程を分けて実施する方向を示し、指導の充実を図っていただきたい。  
また、知的障害特別支援学級においても、知的障害と自閉症を併せもつ児童生徒の教育内容や指導方法等を充実させていただきたい。
10. 通級による指導を受ける自閉症の児童生徒が増えているため、教室の増設、担当教員の加配をするとともに、児童生徒の多様なニーズに対応できるよう専門性を高めていただきたい。
11. 強度行動障害の低減化を図るためには、学齢期における自閉症の児童生徒への適切な教育や配慮が不可欠であるため、学校現場における支援の改善・充実のために教員向けの研修を事業として実施していただきたい。
12. 特別支援学校における職業教育について、可能な限り高等部以前の早い時期から取り組んでいただきたい。

## II 中長期的な課題に関する要望

1. 自閉症の児童生徒が特別支援学校や特別支援学級において大きな割合を占めている状況に相応しい法制度が図られるよう、学校教育法第 72 条に「自閉症の人々」を位置づけ、同様に 75 条、80 条、81 条等、関係する法令においても明記していただきたい。
2. 自閉症をはじめとする発達障害のある児童生徒のために、障害特性を配慮した教科書及び指導書についてのさらなる研究開発を図り、現在使用している教科書の問題点を明らかにして、改善していただきたい。
3. 自閉症スペクトラムの特性を持つ生徒が増えている現状をふまえ、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、知的障害特別支援学級の生徒数を 5 人以下とするか、担当教員の加配を図っていただきたい。
4. 自閉症の本態解明や効果的な支援方策に関する研究を推進していただきたい。
5. 各大学の教育学部教員養成課程に「発達障害教育」科目を立て、自閉症をはじめとする発達障害についての理解を必須科目としていただきたい。
6. 自閉症の人々のすべてのライフステージに対応できる専門医を養成していただきたい。
7. 大学医学部に児童青年精神医学を講ずる講座または部門を正式に立ち上げ、自閉症をはじめとする発達障害の臨床にかかわる専門医の養成を行っていただきたい。
8. 自閉症をはじめとする発達障害のある人々を正しく理解し、適切な支援を担う人材を医療・教育・福祉・労働の分野において養成し、確保していただきたい。また、自閉症の人々にかかわる教職員等の研修等に当たっては、自閉症の療育に経験が豊富な教育機関および全日本自閉症支援者協会（元全国自閉症者施設協議会）加盟施設の現場での実習やその人材を活用していただきたい。

## 学校教育における「てんかん」への正しい理解と指導の実現に向けて

### 1. てんかんのある児童生徒が、安心して学習できる教育環境を整備してください。

- 1). 2011年の事故報道以降、てんかんのある児童生徒への、水泳指導、宿泊研修、理科や家庭科の実習等への不当な行動制限等が全国から報告されました。改めて、個人の学習計画に基づき差別を助長しない適切な指導を行ってください。
- 2). てんかん発作や薬の副作用から生じる症状だけから、さまざまな制限が児童生徒および保護者などに強要されないように、十分なる生活指導指針を設けてください。
- 3). 全教員が基本的な研修を行った後で、学校で判断ができる、坐薬挿入や頓用薬服用のガイドラインを緊急時に限らず設けてください。
- 4). 発作が消失し服薬だけを継続している児童生徒には、必要以上の介護や行動制限をしないでください。また、児童生徒に対する「くすり」の正しい知識の普及をカリキュラム化してください。
- 5). 保健体育の時間に、病気や障害の理解を深めるためのカリキュラムを導入してください。学校教育に、偏見助長の予防効果があることは、世界的に実証されています。
- 6). スキューバダイビングなど生涯教育の現場において、病名だけで入校、実習、免許取得等に制限が生じないよう指導を行ってください。

### 2. てんかんの特性を十分に理解した教育を進めてください。

- 1). ADHD（注意欠陥多動性障害）・LD（学習障害）・てんかん（特に欠神発作）のある児童生徒について、対応区分が明確となる指導指針を設けてください。
- 2). てんかんのあるADHD児への、具体的な支援計画を策定してください。
- 3). 教員養成課程、特別支援教育研修、教員免許更新研修などあらゆる教員の研修に、てんかんに関するカリキュラムを設けてください。
- 4). 特別支援教育コーディネーター養成校のカリキュラムに、てんかんの内容を含めてください。
- 5). 本協会が啓発用・初心者向けテキストとして作成している「はじめてのてんかんテキスト」「教師のためのてんかんQ&A」などを提供しますので、教員向けの副読本として全国の小中学校および高校に配布し、全教員に対しててんかんの基本的で正しい知識の指導を行ってください。
- 6). 担当教員、養護教員、コーディネーターなどの研修の場として、本協会が毎年実施している「てんかん基礎講座」などを指定し、より正しい知識の習得を促進してください。

## 一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会 代表理事 貝谷 久宣

### 1. 普通学校における筋ジストロフィー児童生徒への対応について

#### (1) エレベーター・階段昇降機及び障害者トイレの設置

足が不自由で進行性のため四肢の機能が次第に衰える患者児童生徒にとって、階段は大きな障害です。特に、教室の移動が多い中学校生徒にとり、階段は悩みの種です。安心して通学できるように、エレベーター・階段昇降機の設置を、又、併せて障害者トイレを速やかに設置してください。

#### (2) 専任のコーディネーター、介助職員の配置

障害児教育の専門知識を持った専任のコーディネーターと、介助員を配置し、障害児が地元

の学校で学ぶことが出来る支援策の更なる充実を図ってください。全国すべての普通学校において、専任のコーディネーターの配置とともに介助員制度実施を強く要望します。また、介助員の方々に筋ジストロフィーに関する知識を習得する研修を実施してください。

### (3) 障害児を理解する教育（いのちの教育）の導入

近年、筋ジストロフィー患者の多くが、普通学校に通学しています。しかし、障害が原因で、級友たちからいじめを受ける事例が少なくありません。健常な児童に対し、障害児の特性や感情を理解してもらうための教育、すなわち、いのちの大切さを学ぶ授業を導入してください。

## 2. 特別支援学校（養護学校）における筋ジストロフィー児童生徒への対応について

### (1) 入学（入所）基準の見直し

筋ジストロフィー児の教育は筋ジストロフィー病棟に付属している病弱特別支援学校で行われていますが、障害程度区分5，6となっている入所基準のために、新たな小中学生が入学できません。この基準を見直してください。

すなわち、批准された障害者権利条約の教育を受ける権利に従って、病弱特別支援学校で教育を受けるために、必要な期間筋ジストロフィー児を入院させてください。

また、地域の学校から筋ジス教育を専門に行っている特別支援学校に通級できるようにして下さい。

### (2) パソコン技術の早い段階からの指導

筋ジストロフィー児童生徒にとって、最後の意思伝達手段はパソコンとなります。まだ手が十分動く小学校低学年のうちに、パソコンの機能を習得させ、文章等が難なく作れるよう指導していただきたい。行動範囲が限定されるようになってもパソコンを通して社会とのつながりを持って生きることが出来、患者の生活や興味関心が広がり、豊かな生活に結びつくとともに、病状にも良い影響をもたらします。

### (3) 先生に心理カウンセラー技術の習得

筋ジストロフィーの児童生徒は、自分の病気が何かは知らなくても、入所している病院で先輩の死を知り、自らに迫り来る死を漠然と感じています。このため、筋ジストロフィー患者の教育を担当される先生に、患者の児童生徒の心理をケアするカウンセリング技術の習得を強くお願いいたします。

### (4) 筋力維持のため、さらなるスポーツの機会の拡大（例・車椅子ホッケー、電動椅子サッカー、ボッチャ等）

障害者権利条約第30条には、文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加が締約国に求められています。その為の新しい制度を作ってください。

### (5) 安心して呼吸器を使用できる学校の環境整備

吸引など医療的ケアが必要になると親が待機し、必要時に親が吸引をしなければなりません。看護師の配置もされるようになりましたが、まだまだ人手不足でありますので増員を図ってください。

### (6) 筋ジストロフィー児支援教育のための教員の研修強化

## 3. 普通学校・特別支援学校の就労支援について

卒業後の筋ジストロフィー患者の就労支援を図るため、在学時の生徒の適性に応じた

職業指導を計画的に進めてください。

#### 4. 大学生への対応について

障害者に対する「合理的な配慮」の観点から、筋ジストロフィー患者の大学生に対し、大学構内での学習介助（授業を受けるための介助や姿勢維持介助など）、生活介助（トイレ、食事の介助など）を実現してください。特に国立大学に対しては、強く指導していただくよう要望します。

### NPO 法人全国ことばを育む会 理事長 加藤 碩

#### I インクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育の推進を図るうえで、つぎの人的諸条件の整備

- ・ 特別支援教育の充実に向け、計画的な教員の定数化措置。特に特別支援教育コーディネーターの早急な定数措置の実施。通級指導教室への教員配置を現在の「加配による措置」から「教員定数法に準ずる措置」に早期に転換をはかる。全国的にアンバランスの多い中学校への通級指導教室の設置を小学校への設置の規模に拡大する。高等学校において「通級による指導」の早期実現をはかる。義務教育後の高等学校での特別支援教育拡充のため後期中等教育の教育課程や学習指導要領の改訂をただちにすすめる
- ・ 特別支援教育支援員の幼稚園、小学校、中学校、高等学校への配置を充実
- ・ 地方で顕在化している特別支援学級での「児童・生徒一人、先生一人」の状況を改善し、複数子ども達の学級編成でともに学び合える状態を早期に実現する
- ・ 特別支援学級、幼稚園、小学校、中学校、高等学校へのPT、OT、ST等の巡回指導の実施
- ・ 特別支援学校に配置する看護師について財源措置化
- ・ 通級指導教室への教員配置が、臨時採用教員や講師でまかなわれている地域や学校を早期に解消し、経験豊富な人材をあてる
- ・ 通級指導教室、特別支援学級への教員確保と専門性向上のために、研修予算を増額し、長期、短期の研修機会を増やす

#### II 幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

- ・ 教育内容・方法の改善・充実、教育環境の整備
- ・ 担当者の専門性向上のための研修充実の予算措置

#### III 発達障がいのある児童生徒に対する教育的対応、合理的配慮の充実

一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会  
会長 神永 芳子



## 1. 心臓病児の教育的ニーズに応じた教育の充実を

- (1) 「差別解消法対応指針」で示された内容が学校現場で十分に周知されるようにしてください。とりわけ、心臓病児においては医療機関との連携を推進するようにしてください。
- (2) 就学先決定にあたっては、保護者の希望を尊重しつつ、子どもに合った教育の場を選べるようにしてください。保護者へは早期から情報提供を行い相談ができる体制をとるようにしてください。
- (3) 心臓病児が必要とする教育を受けるために、各学校で「個別の教育支援計画」が作成されるよう指導を行ってください。
- (4) 治療や手術の際の入院や自宅療養のために学習の空白が生じることがないように、スムーズな学籍移動により、訪問学級・院内学級・通級などでも教育が受けられるなどの柔軟な対応ができるようにしてください。
- (5) 通学時、日常の学校生活、校外での授業などで、安易に親の付き添いを求められることがないように、内部障害にも介助職員を適切に配置してください。また、介助員を増員するとともに、障害福祉施策との連携をすすめてください。
- (6) 心臓病のために体育実技ができない生徒が、在籍している学校や地域によって進学で不利益を被らないように、総合的な判定にもとづく公正な評価が行われるように学校現場に徹底してください。
- (7) 在宅酸素療法を行っている心臓病児も幼稚園や小中学校の普通学級にも通えるようにしてください。医療行為にあたらぬことは学校職員が対応できることを徹底してください。
- (8) 心臓病児は、移動や夏・冬の気温に適応することが困難です。地方自治体が小中学校にエレベーターや冷暖房の設置を早期に導入できるように、国の補助を増額してください。
- (9) 病児への配慮が十分行き届くように、1学級あたりの児童数を減らし、教職員を増員してください。

## 2. 将来を見据えて、病児の社会性を育てるための教育の充実を

- (1) 小児慢性疾病児自立支援事業に対して、都道府県・指定都市・中核市の教育委員会が取り組んでいくよう指導してください。少なくとも、慢性疾病児童地域支援協議会に教育関係機関が参加をするようにしてください。
- (2) 内部障害としての心臓病の知識と理解を深めるために、教職員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭に対しての研修をさらに充実させてください。また、学校生活管理指導表が有効で適切に使われるよう各学校での取り扱いや活用について指導を行ってください。
- (3) 障害者が資格や技能を取得するにあたって、民間の職業訓練や通信講座などを受講するための支援を行ってください。

## 3. 震災など緊急時において、病児の安全が図られるような体制の整備を

- (1) 心臓病を含む内部障害は、外からは見えづらい障害です。そのため緊急時にはとくに配慮が必要なことを教職員に周知徹底してください。また、日頃から保護者との情報交換を密にして、有事に備えるよう指導してください。
- (2) 自力で他の児童生徒と一緒に避難できない心臓病児が、震災などの緊急時に取り残されるこ

となく安全に避難できるよう、日ごろから緊急対応のためのマニュアル作成や連絡カードや手帳を活用するなど緊急時の体制作りを行うよう指導してください。

#### 4. 「命の尊厳」について考える教育を

- (1) 一般の児童生徒に対して、心臓病など見た目ではわからない病気や障害をもつ子どもがいることを、ともに考え学び合う機会を設けてください。
- (2) 脳死および臓器移植についても正しい理解が広がるように、子どもの年齢に応じてさまざまな教育の場で取り上げ、考える機会を設けてください。